

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

12月4日から10日までは「人権週間」です

昭和23年（1948年）12月10日に国際連合総会で、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

日本では、昭和24年（1949年）に法務省と全国人権擁護委員連合会が、12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、幸せに生きるための権利です。しかし、社会のさまざまな場面で、今なお人権に関する問題が

生じています。私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の言動が差別や偏見につながっていないかをよく考え、他人の人権にも配慮して行動することが大切です。

町では、人権週間にあわせて人権に関する行事を行います。身近な人たちみんなで人権について一緒に考えてみませんか。詳しくは、折込チラシをご覧ください。

特設人権相談所（心配ごと・福祉なんでも相談）

みなさんの身の回りに起こっている苦情や相談ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

【日時】 12月12日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

【場所】 町福祉センター

【相談員】 人権擁護委員

【内容】 人権問題、近隣の問題、家庭内の問題など

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

※高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談は、町社会福祉協議会で随時受け付けています。

【問い合わせ先】

役場総務課 ☎963-1730（直）

町社会福祉協議会 ☎963-0921（直）



▲大空へ飛び立つ風船

人権の花運動

10月17日に新宮北小学校の3年生が「人権の花運動」として育てたひまわりの種を風船に付けて飛ばしました。思い思いのメッセージを書いたカードを付けた風船は、大空へ高く飛び立っていきました。なお、風船は環境にやさしい素材を使用しています。

また、12月2日（土）に開催される新宮町人権フェスティバル2023で、子どもたちの活動の様子をまとめたパネル展示を予定しています。